

電話をもっと、安心・便利に使いたい。

ナンバー・ディスプレイ / ナンバー・リクエスト (いずれもオプション)

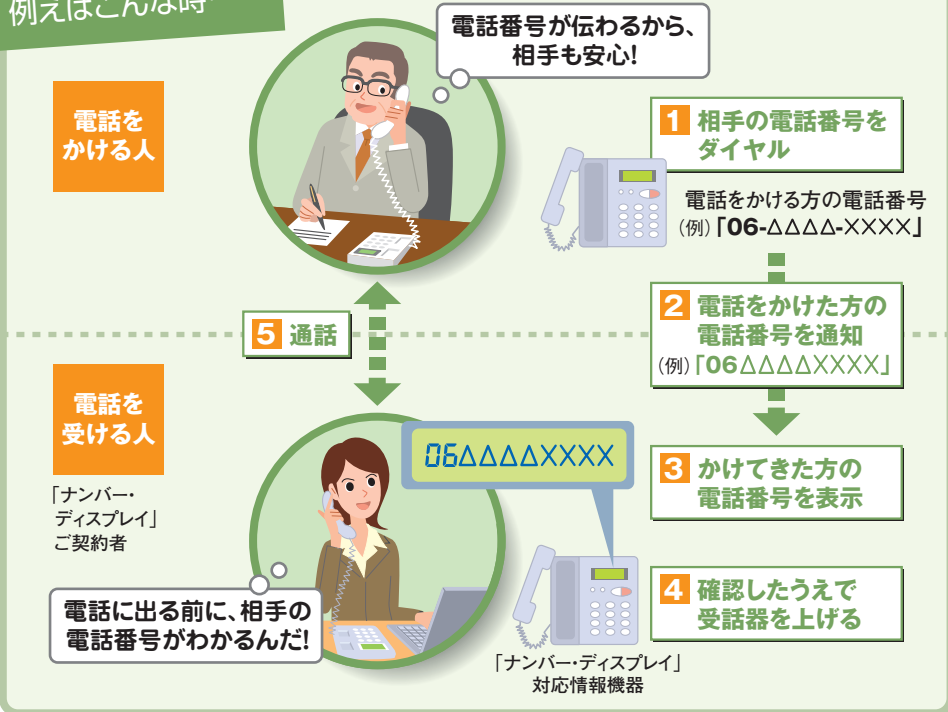
ひかり電話オフィスA(エース)では標準装備のサービスです。

ナンバー・ディスプレイ / ナンバー・リクエスト (いずれもオプション)

ナンバー・ディスプレイとは

- 電話に出る前に、かけてきた相手の電話番号を電話機などのディスプレイに表示するサービスです。

例えばこんな時…



ナンバー・ディスプレイ

ひかり電話オフィスタイプ		ひかり電話オフィスA(エース)	
月額利用料金 ひかり電話オフィスタイプごと	1,200円(税抜)		
	+		
1,300円(税抜) ひかり電話オフィスタイプ 1契約ごとの基本料金	+	5,400円(税抜) フレッツ 光ネクスト ファミリー スーパーハイスピードタイプ 集 (FTTHアクセスサービス)を ご利用の場合	
		標準装備	
		+	
		1,100円(税抜) ひかり電話オフィスA(エース) 1契約ごとの基本料金	5,400円(税抜) フレッツ 光ネクスト ファミリー スーパーハイスピードタイプ 集を ご利用の場合

- 他のサービスと組み合わせご利用の場合、利用できないもしくは一部機能が制約される場合があります。
- ナンバー・ディスプレイ対応電話機が必要です。
※詳しくはP.117「他のオプションサービス等と合わせてご利用いただく場合の留意事項」をご確認ください。
- ひかり電話オフィスタイプでご契約のお客さま** 工事費が別途必要です。詳しくは、P.111をご確認ください。

- かけてきた相手が電話番号を通知するか否かによって次のような内容が表示されます。

電話番号通知状況(発信側)	情報機器への表示内容(着信側)
「通知」の場合	法人向けひかり電話サービス・加入電話等 (例)「0612345678」
	公衆電話発信 「公衆電話」、「コウシュウデンワ」または「C」
「非通知」の場合(法人向けひかり電話サービス・加入電話・公衆電話とも)	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
国際電話などで番号を通知できない場合	「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」または「O」「S」

★ご利用の情報機器によって表示内容が異なる場合があります。

★一部通信事業者(移動体通信事業者、IP電話事業者含む)経由の通話、一部を除く国際電話など電話番号を通知できない通話および公衆電話からの通話や「非通知」でかかってきた通話については電話番号は表示されず、電話番号を通知できない理由(「表示圏外」、「公衆電話」等)がディスプレイに表示されます。

★かけてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や、電話番号の前に「184」をつけてかけてきた場合など、かけてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については電話番号は表示されず「非通知」表示となります。

★電話をかけた相手の方がIP電話から電話をかけてきた場合、電話番号および電話番号を表示できない理由(「非通知」、「表示圏外」等)については各IP電話事業者により異なります。

★表示された電話番号に折り返し電話をかけてもつながらない場合があります。

●番号通知方法(電話をかけるとき)

「通常通知」をお選びの方

今までどおりのかけかたで、電話番号を通知します。ただし、相手の電話番号の前に「184」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号は通知されません。

「通常通知」をお選びの場合

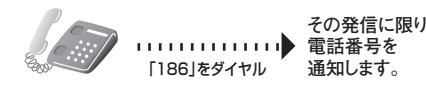


★お選びいただいている番号通知方法の変更は、弊社へお申し出ください。

「通常非通知」をお選びの方

今までどおりのかけかたで、電話番号を通知しません。ただし、相手の電話番号の前に「186」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号を通知することができます。

「通常非通知」をお選びの場合



ご利用上の注意事項

【情報機器の確認】

●本サービスのご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の情報機器やアダプターの設置、およびその設定が必要となります。情報機器にディスプレイがあってもナンバー・ディスプレイに対応していないと電話番号は表示されません。

★ナンバー・ディスプレイシンボルマーク **ID** が目印です。

【情報機器の接続に関する注意点】

●本サービスの工事日までに、現在ご利用の電話機をナンバー・ディスプレイ対応の情報機器などにお取り替えのうえ、ナンバー・ディスプレイ機能を「ON」にする必要があります。

●**ひかり電話オフィスタイプでご契約のお客さま** 既にひかり電話オフィスタイプをご契約いただいておりますが、新たにナンバー・ディスプレイのサービスをお申し込みいただいた場合、ひかり電話オフィスタイプ対応機器の機器設定変更工事が必要となります。

★本サービスを利用している回線に本サービス対応以外の電話機を接続した場合は、電話がつながらないことがあります。万一、本サービスに対応していない電話機を接続した場合、短い断続した呼び出し音の後、通常の呼び出し音が聞こえますので、通常の呼び出し音に変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼び出し音に変わるまで5~6秒かかります。

「法人向けひかり電話サービス」とは、「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」(いずれもIP電話サービス)を指します。

記載の料金はすべて税抜となっています。
消費税が加算されます。

他のオプションサービス等と合わせてご利用いただく場合の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ■テレビ電話 ■高音質電話 	<ul style="list-style-type: none"> 標準音質の音声通話と同様に、着信時に表示します。 テレビ電話接続中でもナンバーディスプレイによる電話番号の表示を見ることができます。
<ul style="list-style-type: none"> ■データコネクト (データ通信) 	<ul style="list-style-type: none"> 標準音質の音声通話と同様に、着信時に表示します。
<ul style="list-style-type: none"> ■ボイスワープ ■一括転送機能 	<ul style="list-style-type: none"> ボイスワープの転送先への電話番号通知については、以下ようになります。また、発信元(A)が「184」をダイヤルすると電話番号は通知されません。 <Bがボイスワープを、Cがナンバーディスプレイを契約している場合> <div style="text-align: center;"> <p>発信元 (A) → 転送元 (B) → 転送 → 転送先 (C)</p> <p>ボイスワープご契約者 転送先(C)には、発信元(A)の電話番号が通知されます。</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ■ナンバー・リクエスト 	<ul style="list-style-type: none"> ナンバー・リクエスト同時設定時に非通知でかかってきた着信に対しては、ナンバー・リクエストの音声メッセージが応答し、着信しません。そのため、電話番号は表示されません。
<ul style="list-style-type: none"> ■迷惑電話 おことわりサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 「迷惑電話リスト」に登録されている番号からの呼び出しについては、迷惑電話おことわりメッセージが応答し、電話番号等は表示されません。
<ul style="list-style-type: none"> ■追加番号 	<ul style="list-style-type: none"> 追加番号をご契約の際、ナンバーディスプレイの電話番号ごとのご契約はできません。 ナンバーディスプレイをご契約いただいた場合、すべての電話番号において、かけてきた方の電話番号が表示されます。
<ul style="list-style-type: none"> ■グループダイヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> 内線ダイヤル時は、お客さまが指定した電話番号を通知します。

ナンバー・リクエスト(オプション)とは

番号非通知の相手には、自動音声で電話を取らずに応答します。

- 電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に「おそれいりますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直してください。」と音声メッセージで応答する機能です。この場合、着信音は鳴りません。(かけた方には通話料金がかかります。)

ナンバー・リクエスト

ひかり電話オフィスタイプ(IP電話サービス)

月額利用料金 ひかり電話オフィスタイプごと	600円(税抜)
+	
1,300円(税抜) ひかり電話オフィスタイプ 1契約ごとの基本料金	5,400円(税抜) フレッツ光ネクストファミリー スーパーハイスピードタイプ集 (FTTHアクセスサービス) をご利用の場合

ひかり電話オフィスA(エース)(IP電話サービス)

標準装備	
+	
1,100円(税抜) ひかり電話オフィスA(エース) 1契約ごとの基本料金	5,400円(税抜) フレッツ光ネクストファミリー スーパーハイスピードタイプ集 をご利用の場合

- ナンバーディスプレイの契約が必要です。
- 一部の通信についてはメッセージ応答せずそのまま着信する場合があります。
- メッセージによる応答時には、電話機の呼び出し音は鳴りません。この場合、発信者には通常の通話料金がかかります。
- ひかり電話オフィスタイプで契約のお客さま** 工事費が別途必要です。詳しくは、P.11をご確認ください。

ナンバー・リクエストの操作手順

◆ご契約時は停止状態です。ご利用いただくためには開始の設定が必要です。

- ①受話器を上げて **148** をダイヤルしてください。 ★ビジネスフォンやPBXご利用の場合は、外線発信特番(0など)が必要となる場合があります。

- ②「ナンバー・リクエストの設定を行います。」「サービスの停止は「0」、サービスの開始は「1」を押してください。」というガイダンスが流れます。

★ガイダンスが流れる前に、**0**、**1** をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。

★「ナンバー・リクエストの設定を行います。」というガイダンスの後であれば、続けて流れるガイダンスを最後まで聞かずに **0**、**1** のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)

【開始するとき】	【停止するとき】
③ 1 をダイヤルしてください。	③ 0 をダイヤルしてください。
④「サービスを開始します。しばらくお待ちください。」「サービスを開始しました。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切ってください。ナンバー・リクエストが開始されます。	④「サービスを停止します。しばらくお待ちください。」「サービスを停止しました。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切ってください。ナンバー・リクエストが停止されます。

- ★ナンバー・リクエストでメッセージ応答した場合は着信しません。
- ★ナンバー・リクエスト契約者が通話中の場合も、ナンバー・リクエストは機能します。
- ★ナンバー・リクエストの開始・停止の操作には通話料金がかかりません。
- ★国際電話(一部除く)からなどの電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信についてはナンバー・リクエストは機能せず、そのまま着信します。

記載の料金はすべて税抜となっています。
消費税が加算されます。

他のオプションサービス等と合わせてご利用いただく場合の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ■ テレビ電話 ■ 高音質電話 	<ul style="list-style-type: none"> 標準音質の音声通話と同様に、接続を拒否します。ただし発信がテレビクラス(アナログ放送)相当のテレビ電話、高音質電話の場合、網側から発信側端末に対して「発信ID通知要請」信号を送信し、発信側端末が標準音質の音声通話で自動的に再発信したときのみガイダンス応答します。(ガイダンス応答した通話は、発信者に課金されます。) 標準音質の音声にて自動的に再発信しない場合、ガイダンス応答しません。
<ul style="list-style-type: none"> ■ データコネクト(データ通信) 	<ul style="list-style-type: none"> 標準音質の音声電話と同様に、接続を拒否します。ただし、データコネクトの非通知発信の場合、ガイダンスは聞くことができません。 ナンバー・リクエストの設定操作については、データコネクト端末ではなく、電話端末から行う必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ■ ボイスワープ ■ 一括転送機能 	<ul style="list-style-type: none"> 転送機能を利用中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、電話は転送されず、かけた人にはナンバー・リクエストのメッセージで応答します。
<ul style="list-style-type: none"> ■ ナンバー・ディスプレイ 	<ul style="list-style-type: none"> ナンバー・リクエスト同時設定時に非通知でかかってきた着信に対しては、ナンバー・リクエストの音声メッセージが応答し、着信しません。そのため、電話番号は表示されません。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 迷惑電話おことわりサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 「迷惑電話リスト」に登録されている番号からの呼び出しについては、迷惑電話おことわりメッセージが応答し、ナンバー・リクエストガイダンスは送出不されます。(着信しません。)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 追加番号 	<ul style="list-style-type: none"> 電話番号(追加番号)ごとにナンバー・リクエストのサービス開始/停止を行うことはできません。全電話番号(追加番号含む)について、同じサービス状態となります。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 着信お知らせメール 	<ul style="list-style-type: none"> ナンバー・リクエストが優先され、着信お知らせメールは送信されません。
<ul style="list-style-type: none"> ■ FAXお知らせメール 	<ul style="list-style-type: none"> ナンバー・リクエストが優先され、FAXお知らせメールは送信されません。
<ul style="list-style-type: none"> ■ グループダイヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> 非通知設定のお客さまからの着信時には、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。
<ul style="list-style-type: none"> ■ コールセレクト 	<ul style="list-style-type: none"> コールセレクトが先に動作し、コールセレクトで許可された電話番号であれば、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

●「発信者個人情報保護ガイドライン」について

郵政省(現、総務省)は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。郵政省(現、総務省)は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款などに盛り込みました。「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス(以下「発信者情報通知サービス」という。)の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護することを目的とする。

2. 定義

- 発信者個人情報
発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。)をいう。
- 事業用サービス利用者
発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- 記録
コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3. 発信者個人情報の記録の制限等

- 事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
- 事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

4. 発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

5. 発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個人情報を外部へ提供することができる。

- 発信者が外部への提供について同意した場合
- 法令の規定により提供が求められた場合

6. 不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

7. 発信者個人情報の適正管理

- 事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
- 事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
- 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

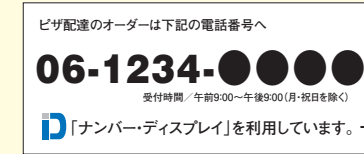
8. 事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示及び訂正・削除

- 事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じなければならない。
- 事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがあり、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
- 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。

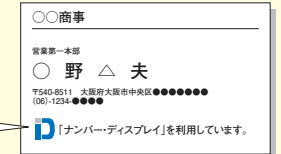
●サービス利用マーク

「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」は、「発信者個人情報の記録を行う電話番号について、だれもが知り得るよう周知すること」と定めています。サービス利用者は注文受付などにサービスを利用していることを一般のお客さまにお知らせする際に「サービス利用マーク」をご利用ください。

【広告使用例】



【名刺使用例】



「法人向けひかり電話サービス」とは、「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」「いずれもIP電話サービス」を指します。